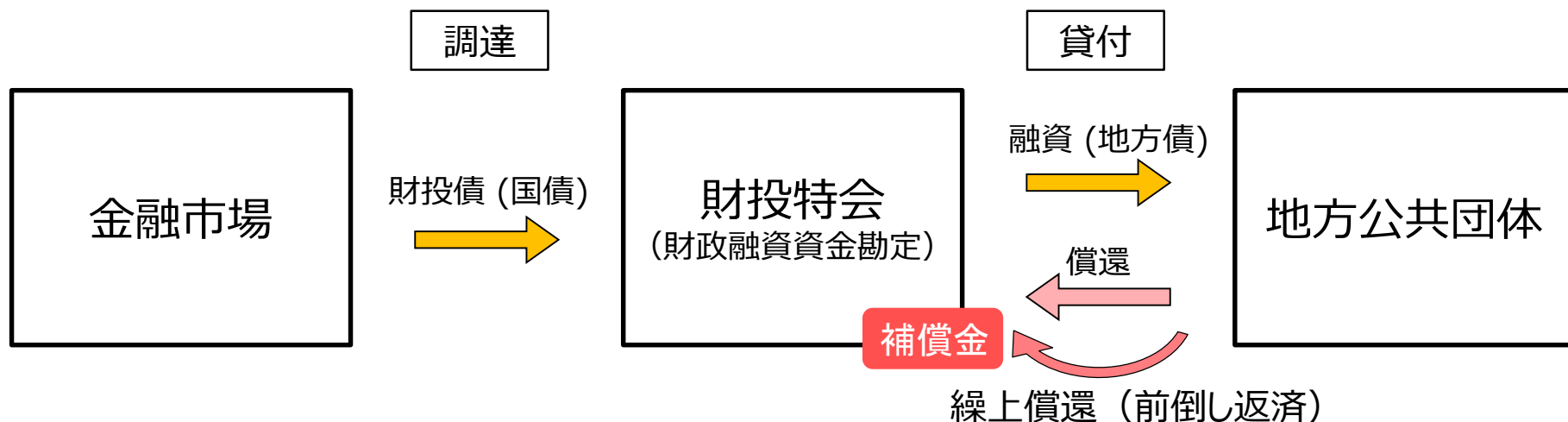


財政融資資金の繰上償還について

- 財政融資資金は、国が市場で調達した財投債（国債）等を原資として、収支相償の考え方の下、貸付金利を調達金利と同一とした貸付けを行っている。
- そのため、地方公共団体が繰上償還をする際は、国が被る損失（調達利息と再運用利息の差額※）に対応する補償金を支払う必要がある。
 - ※ 『繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入』と『繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行うことにより得られる利息収入』の差額
- 補償金を免除して繰上償還をするためには、財政法の規定※により、法律に基づく必要がある。
 - ※ 財政法第8条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

財政融資資金の仕組みと繰上償還



(注) なお、地方公共団体金融機構資金の補償金についても、同様の仕組みである。